

# 白井市介護職員初任者研修費用助成事業補助金交付要綱

所管課

高齢者福祉課

## 1 補助金の名称

介護職員初任者研修費用助成事業補助金

## 2 補助金交付の目的

本市の介護施設等における雇用の確保と介護保険サービスの供給の安定を図るため。

## 3 用語の定義

別紙のとおり

## 4 補助対象

別紙に定める者

## 5 補助対象経費

初任者研修に係る受講料及び教材費

## 6 補助額（率）

初任者研修に係る受講料及び教材費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、5万円を上限とする。

## 7 予算の範囲

当初予算の範囲内

## 8 施行日

平成27年度

## 9 補助金の終期

平成35年3月31日

## 10 改正履歴

## 別表

### 3 用語の定義

用語	定義
初任者研修	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程
介護施設等	次の各号のいずれかに該当する事業所又は施設であって、市内に所在するもの ①介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）若しくは同条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業所、同条第26項に規定する介護老人福祉施設又は同条第27項に規定する介護老人保健施設 ②法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）又は同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業所

### 4 補助対象

補助対象
次に掲げる全ての要件を満たす者 ①申請日において初任者研修を修了していること。 ②介護職員として、市内の介護施設等に申請日以後3か月以上継続して就業すること。 ③初任者研修の受講料について、他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。 ④申請日の属する年度の前年度及び当該年度において、市町村民税に滞納がないこと。